

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内鉱業者等が、探鉱するための費用の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費用に充てた場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。</p> <p>・ 特例措置の内容 鉱業所得の課税の特例制度の延長について法人税、所得税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税、個人住民税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第22条、同法第23条、同法第58条、同法第59条、同法第68条の61、同法第68条の62、同施行令第14条、同施行令第15条、同施行令第34条、同施行令第35条、同施行令第39条の88、同施行令第39条の89、同施行規則第9条、同施行規則第9条の2、同施行規則第21条の15、同施行規則第21条の16、同施行規則第22条の59において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] ▲156 (▲4, 448) [平年度] ▲156 (▲4, 448) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○石油・天然ガスの安定供給確保 石油・天然ガスは、東日本大震災以降、火力発電の主要な燃料として需要が増加していることから、これまで以上に我が国民間企業による自主開発の促進を通じて、石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保を図る。</p> <p>○金属鉱物資源の安定供給確保 金属鉱物資源は、我が国の産業活動を支える基礎物資であり、資源の乏しい我が国において、その確保は我が国の国際競争力に直結するため、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本制度は、事業の継続（鉱物・エネルギー資源の採取）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度である。最近の資源・エネルギー価格の不安定化や資源国における資源ナショナリズムの高まりを受け、我が国産業にエネルギーや原材料を供給する資源・エネルギー産業は近年その公益性を増している。近年では工業製品の高度化が進展し、従来以上にレアメタル等安定供給の重要性が増しており、その安定供給は自動車、電機等我が国主要産業の将来を左右する可能性がある。このような背景の下、資源確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定、平成22年6月閣議決定）</li> <li>・「日本再興戦略」（平成27年6月改訂閣議決定、平成26年6月改定閣議決定、平成25年6月閣議決定）</li> <li>・「資源確保戦略」（平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合報告）</li> </ul> <p>において謳われているところである。</p>		

昨今のレアアース危機に見られるように、我が国産業にとって鉱物資源安定供給確保は喫緊の課題である。

また、鉱石品位の低下、鉱山の深部化、奥地化等により探鉱期間が長期化している。

海外探鉱準備金は、前回改正時に海外自主開発法人に対する役員派遣要件が新たに追加されたが、本邦企業においては経営と執行の分離による執行役員の増加、コーポレート・ガバナンス強化の流れの中、複数名の社外取締役の選任等により法人税法上の役員（取締役）数が減少しており、海外自主開発法人に対して本邦法人の役員を派遣する要件を充足することが難しくなっている。

このため、来年度改正において所要の見直しを行い、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の積立期間の延長を図るとともに、海外探鉱準備金の役員派遣要件を見直すこととする。これにより、更なる探鉱投資を誘導することにもつながり、我が国の資源の安定供給確保を強力に推進することとなる。

本要望に  
対応する  
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料
	政策の達成目標	(1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる。  (2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。 ※自給率: 基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日(3年間)
	同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発促進し、自給率の向上を図る。
	政策目標の達成状況	(石油・天然ガス) 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成22年度 平成26年度 23.5%(達成率:58.8%) 24.7%(達成率:61.8%)  (非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、2030年までにベースメタルの自給率80%、レアメタル50%を達成する。 〔鉱物資源の自給率〕 平成22年度 平成25年度 ・銅 52.5%(達成率:65.6%) 58.7%(達成率:73.4%)  (ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 〔ウランの自主開発比率〕 平成22年 平成26年 ・ウラン 12.5% 15.0%  (鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕 平成22年 平成26年 ・鉄鉱石 20.3% 17.7%  (石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため中期的に自主開発比率60%以上を目指す。 〔石炭の自主開発比率〕 平成22年度 平成25年度 ・石炭 44.0%(達成率:73.3%) 54.9%(達成率:91.5%)

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(1) 石油・天然ガス 今後、国内案件に加えて、東南アジア、北海等において石油・天然ガスの探鉱が行われる見込みであり、年度当たり数件の申請が見込まれる。</p> <p>(2) 金属鉱物 既存案件の他、数件の銅及びレアメタル等の探鉱（チリ、ペルー、豪州、カナダ、フィジー等）が行われる見込みであり、年度当たり数件の申請が見込まれる</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の向上につながり、我が国資源・エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p> <p>(1) 石油・天然ガス 取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね6割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。また、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>(2) 金属鉱物 取崩額に対する探鉱投資額の比率は、非鉄金属では概ね8割程度となっており、我が国の銅鉱石の自給率は平成22年度53%だったものが、平成25年度には59%に上昇しており、本制度は有効であると考えられる。また、本制度の延長及び拡充により、自給率は更に向上すると見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	海外投資等損失準備金
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(1) 石油・天然ガス ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 (平成27年度予算額：485億円)</p> <p>(2) 金属鉱物・ウラン ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資（平成27年度予算額：88億円） ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業（補助金）（平成27年度予算額：8億円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件を直接的に支援し、我が国の資源確保の安定化を図るものである。</p> <p>一方、減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、また、鉱山・油田等が、産出量の維持のためには新規の探鉱を繰り返さないと操業の継続（鉱物・エネルギー資源の採取）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業者による（次の自主開発鉱山・油田等の）探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p>
要望の措置の妥当性	<p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立て予見可能性があることから、政策手段としての確。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するためには、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上が必要。</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○探鉱準備金又は海外探鉱準備金</p> <table border="1" data-bbox="427 273 1471 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金（億円）</td> <td>500</td> <td>776</td> <td>652</td> <td>643</td> </tr> </tbody> </table> <p>○新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</p> <table border="1" data-bbox="427 584 1471 813"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（億円）</td> <td>170</td> <td>258</td> <td>302</td> <td>243</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：H23～H25FY 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省） H26FY 前3年度の平均値（推計）</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	適用件数（件）	44	42	42	43	探鉱準備金又は海外探鉱準備金（億円）	500	776	652	643		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	適用件数（件）	16	20	21	19	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（億円）	170	258	302	243
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																											
適用件数（件）	44	42	42	43																											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金（億円）	500	776	652	643																											
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																											
適用件数（件）	16	20	21	19																											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（億円）	170	258	302	243																											
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>①適用総額の種類：課税標準（所得）</p> <p>②適用実績：法人住民税 1, 331百万円 法人事業税 2, 122百万円</p>																														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>(1)石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びており、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>(2)金属鉱物 我が国の銅鉱石の自給率は平成22年度53%だったものが、平成25年度には、59%に上昇しており、本制度の延長及び拡充により、自給率はさらに向上すると見込まれる。 鉄鉱石は、平成19年以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。ナミザ社（ブラジル）は今後より競争力の高い鉱山との統合が平成26年12月に合意されており、同鉱山における保有権益数量の増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。</p>																														
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○石油・天然ガス 探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国企業による開発の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発促進し、自給率の向上を図る。</p>																														

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～15年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されことから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。

		H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY
石油・天然ガス (注)	自主開発比率	23.5%	22.6%	22.1%	23.3%	24.7%
銅鉱石	自給率	52.5%	54.2%	56.2%	58.7%	集計中
鉄鉱石	自主開発比率	20.3%	20.8%	19.6%	17.6%	17.7%
ウラン	自主開発比率	12.5%	16.7%	21.7%	18.5%	15.0%
石炭	自主開発比率	44.0%	47.0%	50.6%	54.9%	集計中

(注) 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しに伴い、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。

これまでの要望経緯

年度	要望等の内容
昭和40年度	「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)
昭和43年度	延長(2年間)
昭和45年度	延長(1年間)
昭和46年度	延長(3年間)
昭和49年度	延長(3年間)
昭和50年度	拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)
昭和51年度	縮減(準備金収入金額基準: 15%→14%)
昭和52年度	延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準: 14%→13%)
昭和55年度	延長(3年間)
昭和58年度	延長(3年間)
昭和61年度	延長(3年間)
平成元年度	延長(3年間)
平成4年度	延長(3年間)
平成7年度	延長(3年間)
平成10年度	延長(3年間)
平成13年度	延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準: 13%→12%)
平成16年度	延長(3年間)
平成19年度	延長(3年間)
平成22年度	延長(3年間)
平成25年度	延長(3年間) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準: 50%→40%) 拡充(国内鉱業者に準ずる者)
平成28年度	延長要望(3年間)及び拡充要望